

**令和7年度**

**第17期第9回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和7年10月28日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和7年10月28日(火) 午前11時から11時38分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 その他
  - (1) 令和7年度真珠関係漁場調査の実施について
  - (2) 浮魚礁 NO.1 の設置に関する経緯説明及び謝罪について
  - (3) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

矢田和夫 田邊善郎 浅井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂  
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 倉島 彰 松田浩一 奥村卓二  
木村那津子 中川かおり

#### 欠席委員

千田良仁

#### 事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 中西健五  
主査 葛西 学

#### 行政

水産資源管理課  
(漁業調整班)  
課長補佐兼班長 西窪大輔

水産基盤整備課  
(漁場・漁村整備班)  
班長 奥村宏征  
主幹兼係長 山本晃之

#### 傍聴者

なし

計 20 名

○矢田会長

ただいまから第 17 期第 9 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、千田委員が欠席で 14 名が出席していますので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として田邊会長職務代理者、木村委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1-1 ページをご覧ください。

令和 7 年 10 月 14 日付け農林水第 24-4208 号で三重県知事から諮問を受けています。

漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について、三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（西窪課長補佐兼班長）

それでは今回ご意見を求めます「漁業の認可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正」について、まず「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針」をご説明します。1-22 ページをご覧ください。その第 1 には許可等をしない場合の審査基準、第 2 には規則第 12 条第 5 項で規定する許可等の基準が定められています。1-24 ページをご覧ください。第 3 には制限措置の設定、第 4 には申請すべき期間の設定が書かれています。この取扱方針の構成としては、今ご覧いただいている部分は全漁業種類に係る取り決めになります。そして第 3 の制限措置の設定は、「別紙のとおりとします」と書かれており、その別紙が 1-26 ページにあります。この別紙において、各漁業種類毎の制限措置等を具体的に定めています。

それから 1-28 ページの三重県漁業調整規則の抜粋をご覧ください。この規則第 12 条本文中には「次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない」と規定されています。そして第 12 条第 3 項において、「公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」と規定されています。

1-2 ページにお戻りください。今回の諮問内容になります。1 段落目には先程ご説明したとおり、制限措置の内容、申請すべき期間等が取扱方針の別紙として漁業許可の種類毎に規定されていることが書かれています。第 2 段落目には、今回、機船船びき網漁業の令和 7 年 12 月 31 日に有効期間が満了するもののうち、新たに許可又は起業の認可を申請

すべき期間を定める漁業について、取扱方針の別紙である「機船船びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」を改正するため海区漁業調整委員会の意見を求められています。改正内容は2点あり、いずれも年月日のみです。1点目が許可の有効期間について「令和5年1月1日から令和7年12月31日まで」を「令和8年1月1日から令和10年12月31日まで」にします。2点目は、許可又は起業の認可を申請すべき期間を「令和4年11月25日から同年12月9日まで」を「令和7年11月7日から同年12月10日まで」とするということです。

次に1-3ページをご覧ください。こちらが新旧対照表で改正箇所を下線で示しています。1の(3)が許可の有効期間、2の(1)が許可又は起業の認可を申請すべき期間となっています。なお、この改正にあたり関係漁協等に許可に関する課題と要望のアンケート調査を実施しましたが、ご意見等は特にございませんでしたので、年月日のみの変更となっています。

残りの資料になりますが、1-4ページから1-12ページまでが改正案で、1-13ページから1-21ページまでが現行のものとなっています。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、その他事項1「真珠関係漁場調査の実施について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(中西主幹)

2-1ページをご覧ください。

真珠養殖用いかだ登録票貼付状況等調査の実施について、三重県真珠養殖適正化対策協議会会長から通知がありました。当委員会が発動する真珠養殖用いかだへの標識の設置に関する委員会指示に関連する調査ですので、都合がつくようでしたら参加をお願いします。

11月20日(木)午前は宿浦・神原・五ヶ所浦、同日午後は方座浦・神前浦で調査を行い

ます。調査に使用する船の関係から、委員の参加については例年どおり2名から4名でお願いさせていただきます。11月10日(月)までに、三重県真珠養殖適正化対策協議会に参加者を報告する必要がありますので、できれば本日決定したいと思います。参加を希望される委員におかれましては、申し出てください。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは、ただいまの調査についての参加を希望される方はいませんか。

○辻本委員

はい。

○濱田委員

はい。

○田邊会長職務代理者

補欠で参加します。

○奥村委員

はい。

○矢田会長

それでは、11月20日の調査の参加者は4人に決まりましたのでお願いします。それでは次に進みます。

その他事項(2)「浮魚礁NO.1の設置に関する経緯説明及び謝罪について」、水産基盤整備課から説明をお願いします。

○水産基盤整備課(奥村班長)

水産基盤整備課漁場・漁村整備班の奥村と申します。

○水産基盤整備課(山本主幹兼係長)

同じく漁場・漁村整備班の山本と申します。

資料3の「浮魚礁NO.1の設置に関する経緯説明及び謝罪について」をご覧ください。

三重県では漁業振興の観点から、平成19年度より三重県の海域へ浮魚礁4基(NO.1～NO.4)の設置を行ってきました。

このうちNO.1とNO.3は平成23年度に流出し、NO.2及びNO.4の2基体制で、三重県と三重県浮魚礁利用調整協議会とで運用を続けてきました。

浮魚礁の耐用年数は10年であり、運用中の浮魚礁2基について、令和3年3月と令和5年4月に更新しました。近年は漁獲量が好調で、操業隻数も増加したことから、旧NO.1付近への浮魚礁再設置の要望が協議会から三重県へ提出されました。

これを受けて三重県では、位置選定に関して以下の条件を考慮し、協議会で承認を得て、令和7年8月22日に浮魚礁新NO.1を設置しました。

位置選定にあたり考慮した条件は以下の4点になります。1点目は、浮魚礁旧NO.1の係留索が海底に残っているため、これと干渉しない位置であること。2点目は、船舶との衝突事故を避けるため船舶通航量の少ない位置であること。3点目は、協議会の要望により三重県の中型まき網漁業操業区域より2マイル以上離れた位置であること。4点目は、海底地形的に、浮魚礁の安定設置が可能な位置、つまり急峻ではなくアンカーの固定が可能な位置であること。この4点を考慮して、新No.1の案を選定しました。

現在の状況を説明します。この度、再設置したNO.1浮魚礁につきまして、愛知県のひき縄漁業者および愛知県行政からの問合せを受け、三重・愛知の行政および両県の海区漁業調整委員会の4者によって、平成23年11月に締結された「漁業に関する協定」で、両県の漁業者が共同で利用する海域（沖合漁場）に浮魚礁を設置してしまっていることが判明しました。

「漁業に関する協定」には沖合漁場への構造物設置に関する規定はありませんが、板びき網や改良備前網など、愛知県の主な許可漁業においては当該沖合漁場を操業区域に含めて許可されています。愛知の漁業者の漁場を一部占有してしまうため、愛知県側と事前に相談・調整する必要がありました。しかし、以前設置した浮魚礁を再設置するということで、当県の海域であると思ひ込み、愛知県へ連絡を行うことなく設置してしまいました。

このことについて、令和7年10月17日に愛知県庁へ出向き、まずは担当者間で本件の経緯説明および謝罪を行ったうえで、移設や撤去は極めて困難であることをお伝えしました。

愛知県行政からは、三重県から愛知県行政および愛知海区漁業調整委員会に向けた公文書による顛末書の発出と説明を求められており、今後丁寧な対応を行ってまいりたいと思います。

今回は、私どもの不手際により、三重海区漁業調整委員会の皆様にご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。今後このようなことが無いよう、再発防止策を講じてまいります。

なお、愛知県のひき縄漁業者から問合せおよび要望のありました操業規程における会員船と員外船との操業時間が異なる点について、協議会会長から、操業時間を同一とする操業規定を令和8年4月1日から施行する方向であり、その旨愛知県側に回答して構わないとのお言葉を頂き、愛知県側にお伝えしています。以上です。

#### ○水産基盤整備課（奥村班長）

補足します。浮魚礁を設置した場所は5ページおよび6ページに載せています。

5ページをご覧ください。こちらは板びき網の禁止ラインになります。赤色の縦線の左側の海域は三重県の海域です。緑色の横線の上側の海域は愛知県の海域です。赤色の縦線の右側の海域と緑色の横線の下側の海域の両方で囲まれた海域が、愛知県および三重県が使用する共同海域になります。

6ページをご覧ください。こちらは改良備前網の禁止ラインになります。青色の縦線、緑色の横線は先程の説明と同様です。

今回私どもが浮魚礁を設置してしまった場所は、丸印で囲んだ十字の交わる地点になり、この地点に浮魚礁とアンカーが入っています。赤丸の大きさは、アンカーでつながった浮魚礁が振れ回る2kmほどの範囲を示しています。本県としては、アンカーが共同海域に入ってしまったという時点で愛知県行政に対して事前照会をかけなければいけなかったと感じております。それで愛知県行政に一旦は経緯説明とお詫びをさせていただいたところです。私もいわゆる湾口協定は存じていましたが、浮魚礁の設定した地点が共同海域に入っているという認識がありませんでした。この点については深くお詫び申し上げます。今回の件について、愛知県行政からは先程委員に説明した経緯や公文書による顛末書の発出に加えて、愛知海区へも同様の説明をするように言われています。11月中頃までに愛知県と調整しながら進めていきたいと考えています。以上になります。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見ありませんか。

○濱中委員

アンカーを打つ前は境界線って分かっったん。

○水産基盤整備課（奥村班長）

境界線があるのは知っていました。

○濱中委員

境界線の中に打つつもりが外にいったとかそんなんじゃないの。

○水産基盤整備課（奥村班長）

そうではありません。浮魚礁を設置した後で判明しました。

○田邊会長職務代理者

愛知県の板びき網とか改良備前網っていうのは水深何メートルくらいまで商売やるんやろ。この水深1,600mっていうところ関係あるんかな。

○水産基盤整備課（奥村班長）

私どもは愛知県の板びき網や改良備前網は1,000mほどの水深では操業しないのではないかと聞いていますが、漁業許可証に記載されている操業区域の中には入っています。

○田邊会長職務代理者

漁業許可範囲は実際に操業する区域にしたらどう。そういう話はできやんのかな。

○水産基盤整備課（奥村班長）

これから愛知県を訪問することになりますが、今回は浮魚礁設置の経緯説明と謝罪が目的になりますので。

○田邊会長職務代理者

今回はこっちが悪いんやで言わへんけど、落ち着いた頃にそういう話も必要なんかなど。それと三重県が設けた浮魚礁新 No. 1 が活躍するようなことがあったら、その東側に浮魚礁をもう 1 基愛知県に設けてほしいという話をしてもええと思うけどな。

○水産基盤整備課（奥村班長）

共同海域は、両県の漁業者が同じように共有する漁場となっています。愛知県の浮魚礁を利用する者、三重県の浮魚礁を利用する者も同条件で操業できるようにすれば、不公平感が無くなりますので、それはできるように現在対応しています。今回の件は、共有する漁場に浮魚礁を認識せずに設置してしまったということが事実になります。

○田邊会長職務代理者

浮魚礁はこれで 3 基入ったと。そのようななかで静岡県、愛知県、三重県、和歌山県と県をまたいで三重県浮魚礁利用調整協議会への入会を認めている。県も国も利用の申込みがあると簡単には断れない施設やということで受け入れをしとる。愛知県や三重県にしても、三重県浮魚礁利用調整協議会のルールは法律じゃない。自分らが決めたルールやもんで、何の拘束力もない。極端な話をすると三重県浮魚礁利用調整協議会に入会しようが、入会しおまいが別に違反でもないし、捕まるわけでもない。入会金を払わへんののに浮魚礁だけ使ってもいいやろって極論な話が出てくると非常に維持管理がしにくい。このようなことを考えると、ある程度、船の受入れもして、遊漁者と漁業者の分け目は必要やとしても、漁業者たちは同じ条件でやりたい。漁協や市町が入会金を負担してくれとる地区もあれば、そうではない地区もあるが、協議会としてはみんなで浮魚礁を維持管理していきましようという方針でいきたい。そやもんで愛知県に話しにいくときも、浮魚礁は同じ条件で利用しましようと言うようなことは伝えてもうてもいいんかなと思うもんで。

○水産基盤整備課（奥村班長）

湾口協定は非常に重要なものなので、愛知県には事前にご説明してご了解いただいたうえで浮魚礁を設置すべきでした。愛知県への訪問ではこの点を深くお詫び申し上げる予定です。そして、浮魚礁の同条件での利用についても先程の考えを愛知県にお伝えさせていただきます。

○矢田会長

三重県行政から働きかけてください。

○淺井委員

愛知県が三重県の魚礁を使こてええの。

○田邊会長職務代理者

それが聞いたらな。5 隻くらい増えるだけらしいんやわ。

○浅井委員

それやったらうまくいく。

○濱中委員

委員会指示として扱うの。

○田邊会長職務代理者

遊漁船は漁業者の時間とは別やで。三重県の遊漁船も愛知県の遊漁船も同じ時間でやっ  
てもらおう。

○水産基盤整備課（奥村班長）

会員船と員外船とがあり、愛知県は基本的には員外船になります。漁協所属の漁業者は  
漁協を通じて員外船として登録していただきます。今回、ご連絡をいただいたのは愛知県  
のひき縄の漁業者で、員外船の登録をしており普段から操業している方だと聞いています。

三重県内の登録になりますと、鳥羽市以南の沿海市町、鳥羽磯部漁協以南の沿海漁協が  
会員になっていますので、そこに所属している漁業者は会員として利用できます。

○濱田委員

負担金も同じような感じですか。

○田邊会長職務代理者

やっぱり高く払ってもらわんとあかん。漁協負担っていうのがあるもんでさ。市も負担  
しとるし。

○濱田委員

そこを三重県が中心になってやったもんやで。

○田邊会長職務代理者

実際に和歌山県の加入船、静岡県加入船も同じ扱ってということさな。言うたら実際  
いまも入っとる人おるもんで。

○水産基盤整備課（奥村班長）

田邊会長職務代理者が今仰ったように、操業時間などの条件は一緒なんですけど、金額は  
員内の漁業者は漁協や市町がある程度負担しているの分は負担額が低いですが、員  
外船の漁業者等は漁協や市町の負担分がないのでやや高い負担額になります。その点を納  
得した方が加入しています。

○浅井委員

田邊さんが三重県浮魚礁利用協議会の会長をやってくれとるけど、愛知県も入れて大丈  
夫か。愛知県がようけ、例えば今は遊漁船の人が5隻や10隻で良いけど、隻数が増えてき

た時に困らないか。

○田邊会長職務代理者

その分漁業者自体の数が減っていくもんでな。今は幽霊会員みたいな人も結構おって、実際利用してもらっとる船って1/3位しかおらへんと思うんさな。その人らもやっぱ抜けてくし、古い漁業者は段々だんだんあがっていくもんで、ちょっとくらい補充してもプラスマイナスにするとそんな増えへんのかな。あと漁業者以外の受入れは認めませんっていうようなことはできると思うんで。プレジャーとかでも漁協に所属しとれば断るのはちょっと難しい気がするけど。プレジャーあたりはもう退会しますっていうえば、それからちょっと増やさんかったらええかって考え方もあるし、みんなが円滑に利用できるような考え方で進めてかないかんのと違うかなって思いがあります。

○木下委員

今のところこうやって操業しとるけど、極端にいうと漁師と釣り人がおるやろ。釣り人が8時から来てるやろ。この時間帯自体は漁師と釣り人とでは何の問題もおきてへんの。

○田邊会長職務代理者

今のところ起きてへん。早めてくれという声もあるんやけど、それを早めると必ず漁師と揉めてくるで。漁師がある程度のいてからの方がええやろちゅうことで。それと遊漁船にも前伝えたんは一年くらいはルールを守ってくれと。そうじゃなかったら机へあげて協議できやへんと。違反する人が1/3くらいもおるなかで。これが8時って決めてあっても、結局あんたら漁業者がおらんかったら6時とか5時とかからやるわけやろと。誰ひとりとして遊漁船は守ってないやないかと。こっちへこう話しもってくる前に早くしてほしいっていう人があんたらの釣り船組合作ってルールを守ったらどうやって常々言うてるもんで。今はもう何にも言うてこうへん。

○浅井委員

上に立つ人はえらいけど、全県が仲良くして商売できるような時代がきとるんやで。田邊さん上に立ってえらいやろうけど、隣県が仲良くしてくのが一番ええんさ。

○矢田会長

今回の件は、浮魚礁の設置場所が悪かったっていうことで、愛知県に謝罪という形をとってください。田邊会長職務代理者と浅井委員が言われたことについて、愛知県に後で話ししてもうて、こういう風にしたらどうやっていう意見を行政からもお願いします。

他に何ありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それではないようですので、次に進みます。

その他事項（3）次回の委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、11月17日（月）10時からの開催をご提案させていただきたいと思います。場所は、三重海区漁業調整委員会委員室です。

○矢田会長

それでは次回の委員会は11月17日（月）10時、よろしいですか。

これもちまして委員会を閉会します。ありがとうございます。